

令和4年度「育児休業の取得回数制限の緩和等の制度改正について」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

令和4年（2022年）7月20日～7月27日 3回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の 主な主張	合意内容
1 育児休業の取得回数制限の緩和等を実施	<p>ア 現行、原則1回までの育児休業を原則2回まで取得可能とし、この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで取得可能とする法改正にあわせ、再度の請求に必要な育児休業等計画書の提出を不要とする。</p> <p>イ 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備。</p> <p>ウ 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1か月前まで）に短縮。</p> <p>エ 期末手当及び勤勉手当における育児休業期間の除算の取扱いを見直し、在職員期間等の算定に当たって、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間を合算しないこととする規定を整備。</p>	<p>育児に関する諸制度について、取得要件等が緩和されることは職員にとって望ましいことである。</p> <p>これらの休暇・休業制度の取得を希望する職員が気兼ねなく利用できる職場環境づくりを進めるとともに、職場の運営のための人員配置等について配慮してほしい。</p>	<p>市の提案どおりとする。</p> <p>職員が休暇・休業を取得し易い環境をつくるため、制度周知を進めるとともに、引き続き職場の状況を踏まえた配慮を行っていく。</p>
2 育児参加休暇の対象期間の拡大	<p>育児参加休暇を、現行出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は、14週間）前から出産後8週間を経過する日までの期間において5日としているところ、改正後は1歳に達する日までとする。</p>		
3 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和	<p>非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び同一の職に引き続き採用されないことが明らかでないとの要件については、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の誕生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」と緩和する。</p>		
4 非常勤職員の子が、1歳以降の育児休業の取得の柔軟化	<p>子が1歳以降の一定の場合に取得することが出来る非常勤職員の育児休業について、夫婦交替での取得や、特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。</p>		
5 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について	<p>ア 妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認を行う</p> <p>イ 勤務環境の整備</p> <p>ウ 育児休業等の取得状況の公表</p> <p>エ 現在、育児休業を取得できない条件付採用職員も取得できるようにする。</p>		